

9 月 教 育 委 員 会 会 議

日時：令和元年9月12日 午後2時30分
場所：山口県教育庁教育委員会室

教 育 長	<p>それでは、ただいまより令和元年9月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。</p> <p>佐野委員と穎原委員、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号について教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第1号「山口県教育委員会表彰規則による表彰について」御説明いたします。議案書の2・3ページでございます。</p> <p>去る、8月27日に周南市立遠石小学校の南俊哉教頭が逝去されました。</p> <p>また、下松市立公集小学校の玉川良雄校長が9月8日に早期退職され、翌9日付けで下松市教育長に就任されました。</p> <p>これに伴いまして、この方々が、表彰規則による「永年その職務に精励した者」であるとして、周南市教育委員会及び下松市教育委員会から教育功労者表彰の内申がございました。</p> <p>死亡退職に伴う表彰の対象となる永年精勤者は勤務年数が20年以上の者、早期退職に伴う表彰に係る永年精勤者は勤務年数が25年以上の者となっております。内申の状況と併せまして、表彰の基準を満たすものでございました。</p> <p>急な退職に即応し、これまでの御功績に報いるためにも、速やかに表彰する必要がございましたことから、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理して、8月27日付けで南教頭を、9月8日付けで玉川校長を表彰いたしましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮り申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま教育政策課から議案第1号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>遠石小学校は私の地元の学校なので、この度の訃報は大変心苦しい。御冥福をお祈りいたします。</p>
教 育 長	<p>議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承認</p>
教 育 長	<p>議案第1号を承認いたします。</p> <p>続いて、議案第2号から第4号まで、教育政策課から続けて説明をお願いします。</p>

それでは、議案第2号から第4号まで、続けて説明させていただきます。

まず、議案第2号について説明いたします。

資料は、5ページの参考資料を御覧ください。

「1 趣旨」についてです。多様化する行政需要への対応から、臨時・非常勤職員が増加している中、その適正な任用等を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たに会計年度任用職員に関する規定が設けられました。このことに伴い、会計年度任用職員に対する、給与、費用弁償及び旅費等について、必要な事項を県条例で定めるものです。「2 条例の概要」についてです。会計年度任用職員についての、給与の種類、報酬及び給料の額、費用弁償等については、(1)から(3)のとおりです。施行期日については、(4)のアのとおり、令和2年4月1日から施行することとしていますが、条例の施行の前日において非常勤職員として勤務し、施行日において同一の職務に従事するパートタイム会計年度任用職員として採用される職員は、施行日から令和5年3月31日までの間、所要の経過措置を講ずるものとしています。また、イからエのとおり、本条例の施行に伴い、関係する条例の一部について所要の改正を行います。

続いて、議案第3号について説明いたします。

資料は、25ページの参考資料を御覧ください。「1 趣旨」についてです。議案第2号でも説明しましたが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たに会計年度任用職員に関する規定が設けられることになりました。本議案は、同規定が設けられることに伴い、学校に勤務する会計年度任用職員に対する、給与、費用弁償及び旅費等について、必要な事項を県条例で定めるものです。

「2 条例の概要」についてです。会計年度任用学校職員についての、給与の種類、報酬及び給料の額、費用弁償等については、(1)から(3)のとおりですが、(2)の報酬及び給料の額について、専門的な知識などを必要とする教育に関する業務に従事する職員に対する日額などを定めています。(4)の附則については、議案第2号での説明と同様であることから説明を省略させていただきます。

続いて、議案第4号について説明いたします。

資料は、45ページの参考資料を御覧ください。

「1 趣旨」についてです。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たに、会計年度任用職員に関する規定だけでなく、臨時的任用の適正化などを確保する規定などが設けられたことなどに伴い、関係条例の一部改正を行うものです。

「2 改正の概要」についてです。(1)の「職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正」については、会計年度任用職員の任期は、一会計年度を超えないとされたことから、休職の期間について読み替え規定の追加などをするものです。(2)の「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正」については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等について、職務の性質等を考慮し、人事委員会規則で定める規定を追加するものです。(3)の「職員の退職手当に関する条例の一部改正」については、会計年度任

	<p>用職員のうちパートタイムの者については、退職手当の支給対象外となることから、条例の適用対象から除外するものです。（４）の「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正」については、臨時的任用職員等の特殊勤務手当について、常勤職員と同様に支給する必要があることから、所要の改正を行うものです。（５）の「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正」については、学校に勤務するすべての会計年度任用職員に対し、勤務時間等について、同一の規定が適用されるよう、所要の改正を行うものです。</p> <p>（６）の「職員の育児休業等に関する条例の一部改正」については、非常勤職員の育児休業の取得期間について、最長で子が１歳６か月に達する日から２歳に達する日に改正されたことに伴い、所要の改正を行うとともに、会計年度任用職員には勤勉手当が支給されないこと等を踏まえ、育児休業に伴う一部の給与上の措置について対象から除外するものです。（７）の「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」については、会計年度任用職員のうちフルタイムの者については、人事行政の運営等の状況の公表の対象に追加されたことから、所要の改正を行うものです。施行期日については、「３」とおり、令和２年４月１日から施行することとしています。</p> <p>議案第２号から第４号につきまして、県議会への議案提出に先立つ知事からの意見照会に対し、教育長に対する事務の委任等に関する規則第４条第１項の規定により、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので、報告して承認いただきたくお諮りいたします。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
教 育 長	ただいま教育政策課から議案第２号から第４号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。
教 育 長	議案第２号から第４号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承認
教 育 長	議案第２号から第４号を承認いたします。 続いて、議案第５号について、教育政策課から続けて説明をお願いします。
教育政策課長	<p>それでは、議案第５号について説明いたします。 資料は、６３ページの参考資料を御覧ください。</p> <p>「１ 改正の趣旨」についてです。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第４４条において、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等が、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができないとする規定を削除するなど、地方公務員法の一部が改正されたため、関係条例の整理等を行うものです。「２ 改正の概要」についてです。（１）の「一般職の職員の給与に関する条例」及び（２）の「一般職に属する</p>

	<p>学校職員の給与に関する条例」については、成年被後見人の欠格条項が削除されたことにより、期末手当、勤勉手当の支給対象職員について、所要の改定を行うものです。（３）の「職員の退職手当に関する条例」については、成年被後見人の欠格条項が削除されたことによる退職手当の支給制限などについて、所要の改定を行うものです。</p> <p>（４）の「一般職の職員等の旅費に関する条例」については、成年被後見人の欠格条項が削除されたことにより、旅費の支給制限について、所要の改定を行うものです。施行期日については、「３」のとおり、令和元年１２月１４日から施行することとしています。</p> <p>本議案につきましても、先ほどの議案同様、県議会への議案提出に先立つ知事からの意見照会に対し、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので、報告して承認いただきたくお諮りいたします。</p> <p>御審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま教育政策課から議案第５号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
教 育 長	<p>議案第５号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承認</p>
教 育 長	<p>議案第５号を承認いたします。</p> <p>続いて、議案第６号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第６号「損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての意見の申出について」御説明いたします。</p> <p>案件の概要についてですが、令和元年６月１３日（木）県立徳山高等学校鹿野分校敷地内において、校務技士が草刈り作業中に飛散した小石が駐車中の車両に当たり、この車両が損傷したことに対しまして、過失による損害賠償の額を定めるものでございます。</p> <p>草刈り作業に当たり、飛散物に対する措置として、隣接する駐車場の車両の移動後、作業を行ったところですが、移動対象とした車両の範囲が十分でなく、移動しなかった車両が損傷したことから、過失がないとすることは困難であり、過失割合については、県側１００％とするものです。</p> <p>本件については、知事が地方自治法第１８０条第１項に基づく専決処分を行い、同条第２項の規定により議会に報告するに先立って、教育委員会への意見照会があったものでございまして、教育長に対する事務の委任等に関する規則第４条第１項の規定により、教育長が臨時に代理して「異存ない」旨の意見を申し出ましたので、御報告の上、承認をいただきたく、お諮り申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま教育政策課から議案第６号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>

佐野委員	こういった事故が起きた時に備えて、損害保険や共済をかけているか。
教育政策課長	学校施設に関しては火災保険に加入しておりますが、施設に起因する損害賠償の保険には入っていません。以前、教育委員会会議でも御指摘をされたので検討させていただいておりますが、損害賠償が発生する頻度や保険額などからして、現時点では改めて損害保険に入ることにはなかなか難しい状況でございます。
教育長	議案第6号について、承認することとしてよろしいですか。
全委員	承認
教育長	議案第6号を承認いたします。 続いて、議案第7号について、教育政策課から続けて説明をお願いします。
教育政策課長	令和元年度の山口県教育委員会の点検・評価について、90ページの議案第7号の資料により御説明します。 この点検・評価は、「1 根拠」にありますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施するもので、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出、公表することになっています。 今回は、昨年10月に策定した新たな山口県教育振興基本計画に係る点検・評価としては、最初のものとなります。 点検・評価の対象は、「2 点検・評価の対象」にありますように、大きく2つで、「教育委員会の平成30年度活動状況」と「教育委員会の平成30年度事務事業の実施状況」としています。 はじめに「3 点検・評価1」の「教育委員会の活動状況」についてです。 委員の皆様は御存じのことと思いますが、教育委員会会議については、昨年度12回開催し、議案や協議報告事項、計106件について審議等を行うとともに、教育課題について、テーマを設定して、教育委員による意見交換も行ったところです。 このほか、知事と教育委員会で構成する山口県総合教育会議の開催、8か所の県内視察、公安委員会との意見交換などを実施しました。 一番下に自己評価を記載していますが、昨年度は、山口県教育振興基本計画の策定、山口県特別支援教育推進計画等の策定に向けた協議を行うなど、教育行政の推進に取り組んだとしています。 また、山口県の教育に関する大綱の基本方針に基づき、教育行政に係る新年度の「重点取組方針」について知事と協議を行い、施策の充実や新たな取組が平成31年度当初予算に盛り込まれたところです。 教育委員会の活動状況については以上です。

続いて、91ページを御覧ください。「4 点検・評価2」の、事務事業の実施状況です。

新たな山口県教育振興基本計画の施策体系に基づき、29の施策と、7つの緊急・重点プロジェクトについて点検・評価を行っています。

(1)の点検・評価の方法により、事業を所管する課・室において自己評価を行っています。また、このたびの点検・評価から、取組に係る評価に加え、指標の評価、両方を総合的に評価することで、より客観性を持たせることとしています。

具体的には、92ページの点検・評価の例として施策の1「キャリア教育の推進」をお示ししておりますが、黒四角マークで掲げた主な取組ごとに「計画を上回り進捗」から「大幅に遅れがある」までの5段階で評価し、星の数の平均点（ここでは4.0点）を算出します。

それから、指標については、それぞれの指標ごとに、「達成」「横ばい」「後退」の3段階とし、指標ごとに評価した星の数の平均点（ここでは2.0点）を算出します。取組と指標それぞれの平均点の合計点により、「順調」「一部課題があるが概ね順調」「課題あり」の3段階に評価します。この施策では、6.0点なので、評価結果は「順調」となります。

また、最後に、評価結果と合わせて、改善すべき項目や今後の展開方向を簡潔に記載しています。

また、7つの緊急・重点プロジェクトの評価についても、同様にプロジェクトごとに評価しており、こうした点検・評価の結果を、今後の取組内容の見直しや改善、次年度以降の施策立案等に反映させていくこととしているところです。

次に、93ページを御覧ください。29の施策について、評価結果を一覧にまとめたもので、「順調」が「キャリア教育の推進」など15項目、「一部に課題はあるが概ね順調」が「進路指導の充実」など14項目としています。

94ページには29の施策の取組のうち、特に重点的な取組をとりまとめた、7つの緊急・重点プロジェクトの評価を記載しており、「「地域教育力日本一」推進プロジェクト」など3項目について「順調」、「教育を通じた「ふるさと山口」創生プロジェクト」など4項目について「一部に課題はあるが概ね順調」としています。

次に、95ページと96ページには、教育振興基本計画に設定している51の推進指標の進捗状況を一覧で整理しており、それぞれの評価結果と各指標の備考欄には、進捗状況等を記載しています。

指標の評価結果は、51の指標のうち、指標ナンバー46の「日時等を事前に告げない避難訓練を実施している学校の割合」の1指標が今年度の評価としては目標を「達成」の星3つ、一方、指標ナンバー9の「やまぐちサイエンスキャンプ」など13指標が基準値に対して「後退」の星1つとしています。

第7号議案の説明は以上となります。

教 育 長

ただいま教育政策課から議案第7号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。

<p>穎原委員</p>	<p>「教職員人材育成プロジェクト」に関連して、「統合型校務支援システムの導入」と「校務支援ツールの開発」との違いを教えてください。</p>
<p>教職員課長</p>	<p>「統合型校務支援システム」は今年度から5年間かけて県立高校等への導入を進めておりますが、今年度は9校が導入し、2学期中には稼働できるように準備中です。これにより全県共通のシステムで生徒の成績が処理できるようになり、どの学校でも、どの学校へ異動しても同じ方法で処理できるといったメリットがあります。導入が進めば、業務改善にも繋がっていくものと考えております。</p> <p>「校務支援ツール」はコンピュータで行う成績処理、通知表や指導要録等にデータを連動させるシステムですが、これは主に小中学校のほうの成績処理で活用されていて、その開発は県教委で行っております。</p>
<p>穎原委員</p>	<p>「統合型校務支援システム」のソフトは全県で同じものを導入するのですか。</p>
<p>教育長</p>	<p>そうですね。今まではそれぞれの学校で処理の方法が違っており、例えばその学校の先生方が開発した成績処理のプログラムを使っていて、学校を異動した場合に操作方法が異なり、処理に手間取ることがありました。プログラムが同じになれば、こういったことも無くなります。</p>
<p>穎原委員</p>	<p>全国的に全てソフトを統一するということですか。</p>
<p>教育長</p>	<p>全国で同じではないですね。</p>
<p>教職員課長</p>	<p>他県でも同様のシステムの導入が進む中で、山口県としてどのように進めていくか、というときに、県立高校では先ほどお話したように同一のシステムを活用しますが、小中学校については市町教育委員会で取り組むことになるので、県としてツールを各学校で使えるようにして、広く導入を進めているところでございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>県立高校では今年度中に9校、今から5年間のうちに全校で使えるようになるということです。</p>
<p>穎原委員</p>	<p>先生方によって使いやすいソフトがあり、ソフトによっては逆に業務に支障が出てしまう。ソフトの選択もすごく難しいとは思いますが。他県を参考にするとかはしないですか。</p>
<p>教職員課長</p>	<p>県立高校のシステムについては業者に委託しており、他県で同様のシステムを導入しているところは他県を参考にしています。それによって、県教委の職員が業者と共にシステムの導入を進めているところです。</p>

教 育 長	全国共通のソフトではないですね。
教 職 員 課 長	業者によって異なります。
中 田 委 員	病院で電子カルテというのが使われているのですが、それぞれの病院ごとに異なるメーカーのシステムが導入されているので、病院同士での互換性がない。それだと、不便なので、せめて県内だけでも同じ業者のシステムを使いましょうということですね。
佐 野 委 員	<p>不登校についてはこのところ社会の認識も変わっていて、これまでは不登校の状態を解消する事が目的だったのが、そのような状態であっても、子どもたちがしっかり自立できるための学習の機会を確保するための取組を山口県でも取り組んでいる感じを受けています。人口が少ない山口県なので、そのような子どもたちもじっくりしっかり育てて、社会で大きく羽ばたけるようなシステムを作ってもらいたいです。</p> <p>社会がこれまで以上に多様化・複雑化する中、思い通りにならないことが増えるのではないかと思います。それが暴力行為発生件数と関係しているかは分からないが、アンガーマネジメントやアンガークントロールといった考え方をある程度意識しないとイケない時代という感じもするので、先生方もその辺を意識してもらいたいなと思います。</p>
教 育 長	アンガーマネジメントなどは、子どもたちにとっても先生方にとっても必要ですね。不登校のことで他に何かありますか。分教室等も作っていますよね。
義 務 教 育 課 長	教育長からありましたが、普通の教室とかには入っていけない、または保健室登校等でなかなか難しい人のために分教室というかたちで学びの場を準備することも行っていますし、各市町教育委員会で適応指導教室というかたちでまた違う学びの場を準備するというのも、義務教育のほうではあります。
教 育 長	多様な動機や経歴を持つ子どもたちが学びやすいような施設作りを考えていきたいと思います。
中 田 委 員	資料の項目にはたぶん無いですけど、小学校の教諭になりたい人が減っているのですね。これは全国的な傾向で、その理由もはっきりしている。英語とプログラミングの教科化、さらに道徳という科目が入ってきたからです。これまでの科目+αで教えていかななくてはいけないのが課題になっている。私は、英語とプログラミングについて中高のように専門の先生を入れる方が良いのではと思います。それぞれの科目の得意・不得意に関わらず教えるのは負担が大きいし、「その科目が無かったら小学校の教諭になれるのに」という人も少なからずいるのではないのでしょうか。制度上難しいとは思いますが、英語とプログ

	<p>プログラミングは体育や音楽のように専門に長けた人を配置するほうが、小学校教諭の志望率低下に歯止めをかけられると思います。</p>
義務教育課長	<p>小学校教諭の志望率と直接関係するかは分かりませんが、新たに志願される方たちはこのようなことが分かった上で、大学等でも指導に関する課程などを組んでいただき、勉強して小学校の教員免許を取っていただくのはあるかと思うのですが、現職の方には新たに教えることが増えるということで、県としても様々な研修を行い、自信を持って指導していただく準備は進めております。</p> <p>また、お話のような専門的な技能を持つ方々の活用も進めており、ごく一部ですけど英語だけを教える専科教諭の導入や、中学校の英語免許を持つ教員に小学校へ指導に行ってもらうことも考えております。プログラミングについては免許があるわけではないので、知見のある方の活用と共に、専門性を高めるための研修等を行うことを進めています。</p>
中 田 委 員	<p>プログラミングは来年からですよ。</p>
義務教育課長	<p>はい、小学校での新学習指導要領の全面実施は来年度からです。</p>
宮 部 委 員	<p>資料48ページにある「日時等を事前に告げない避難訓練を実施している学校の割合」の指標が星3つということですが、日時等を事前に告げて行う分も含めると100%になるのですか。</p>
学校安全・体育課長	<p>避難訓練の実施自体は規則で定められています。それに加えて「日時等を事前に告げない」、あるいは「この期間のうちに行うが、いつ行うかは分からない」、「一部の人は日時等を知っている」といった学校の実情に合わせた方法での実施を進めていますが、いざという時に対応できるようにしていきたいと思っています。</p>
教 育 長	<p>ブラインド方式も一律に行うと、配慮を必要とする生徒もおられますので、パニックにならないようにいろいろ工夫しながらやりたいと思います。</p>
小 崎 委 員	<p>「朝食摂取率の増加に向けて『やまぐち型地域連携教育』の取組を生かし、生活の改善に係る指導等を」のところですが、私も経験上、上の子どもたちが小学校のころから朝食のメニューを考えたり、役員同士でいかに子どもたちに朝食を食べさせるかを話し合ったりしたのですが、皆が朝食を食べるまでには至らなかったです。今からは視点を変えて、学校でも朝食を用意して、なかなか朝食が食べられない子どもが食べられるような仕組みを増やしてほしい。地域の方も力を発揮してくれると思うので、その力を借りて、朝食を出して「食べなさい」というやり方もありかなと思います。指導だけでは限界があるかもしれません。</p>
学校安全・体育課長	<p>御意見ありがとうございます。朝食摂取率は国全体で下がってきて</p>

	<p>おり、文部科学省も課題としています。県としては地域連携の事業を通じて朝食摂取率の向上に取り組んでいるところです。家庭の事情もありますので、今、家庭を巻き込んだ食育の意識向上を目指した取組をしています。</p>
佐野委員	<p>県の財政が厳しい中、ここ最近、教育に関する予算で前向きな話が増えてきたのかなとたまに感じます。将来への投資という認識を持ち、子どもたちの安全・安心に向けた教育の重要性を理解している方が増えているのではないかと思います。そういう予算を更に後押しするにはやはり結果を出すしかないので、子どもたちに先日の学力調査での言語能力・数学的な認識の高さといった良さを説明していただければと思います。</p>
教育長	<p>今度の「山口県総合教育会議」の場でもこのことは議論されると思いますけど、皆さんの御意見を伺いながら予算を確保していきたいと思います。</p>
教育長	<p>議案第7号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全委員	<p>承認</p>
教育長	<p>議案第7号を承認いたします。</p>
教育長	<p>続いて報告事項に入ります。 報告事項1について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>平成31年3月の公立高等学校等卒業者及び県立特別支援学校高等部卒業者の進路状況について御報告いたします。</p> <p>本調査は、県教委が進路状況を把握し、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の進路指導の一層の充実を図るため、実施しているものです。</p> <p>資料98ページ及び99ページに概要をまとめておりますが、本日はお手もとの報告事項(1)の別冊資料①及び②に沿って、ポイントを絞って御説明をさせていただきます。</p> <p>まず、公立高等学校等卒業者の進路状況から御説明します。別冊資料①の1ページをお開きください。【第1表】は、卒業者の進路別状況であります。表の一番左にお示ししております「卒業年月」が「平成31年3月」の欄を御覧ください。「大学等進学者(A)」の割合は44.1%、「専修学校等進(入)学者(B)」の割合は23.1%、1つ飛ばして「就職者(D)」の割合は30.2%、一時的な仕事に就いた者等、「その他(E)」の割合は2.2%となっており、昨年度と大きな変化は見られません。</p> <p>次に2ページを御覧ください。【第2表】は、設置者別の大学等進路状況であります。表の中の「大学」の「計」の欄にお示ししておりますように、大学等進学者のうち、大学への進学者の計は3,067人であり、進学者に占める割合である構成比は88.5%です。同様</p>

に、短期大学への進学者の計は343人であり、構成比は9.9%です。

続いて3ページであります。【第3表】は、学部系統別の進学状況であります。左側の「1 大学」の表を御覧ください。大学進学者のうち進学者数が最も多い系統は、大分類「社会科学」の中の「商学・経済学」であり、584人が進学し、構成比は19.0%となっています。

続いて、右側の表の短期大学については、進学者が最も多い系統は、上から8行目（下から4行目）にあります「教育」であり、184人が進学し、構成比は53.6%となりました。

次に、4ページの【第4表】であります。これは、大学等の所在地別にみた進学状況であります。大学進学者のうち、山口県内の大学に進学した者は、「1 大学進学者」の表の中の「山口県」の列の一番下の「合計」のところにお示ししておりますように、実数が851人で、構成比が27.7%となっております。同様に、短期大学進学者のうち、山口県内の短期大学に進学した者は、「2 短期大学進学者」の表の中の「山口県」の列の一番下の「合計」のところにお示しておりますが、実数が162人で、構成比が47.2%となっております。

続いて、5、6ページの【第5表】は、進学者が大学・短期大学とも国公立は3人以上、私立は10人以上の学校を、地域別にまとめたものをお示ししております。

次に、7ページの【第6表】は、専修学校等への進（入）学の系統別状況であります。表の左から3列目にお示ししておりますように、最も多い区分は「医療」で、実数が474人、構成比が26.1%です。

続いて、就職の状況です。

8ページの【第7表】は、就職者の職業別状況であります。「区分」の列の中ほどにあります「生産工程従事者」の中の「1 製造・加工従事者」が779人と最も多く、構成比は32.7%です。

最後になりますが、9ページの【第8表】は、学科別の就職状況であります。上側の表の「1 就職者に占める各学科の状況」と、下側の表の「2 各学科に占める就職者の状況」においても、表の左から3番目にお示ししております「工業科」は、構成比が高くなっており、上の就職者に占める割合では48.8%、下の各学科に占める割合は87.1%となっております。

次に、別冊資料②により、平成31年3月の県立特別支援学校高等部卒業者の進路状況について御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。【第1表】の卒業者の進路別状況についてですが、卒業者のうち、進学者の割合は4.2%、就職者の割合は35.8%、福祉施設の利用者の割合は55.0%、在宅者については5.0%となっております。【第2表】は、進学先の一覧を、2ページの【第3表】は、就職者の職業別状況をお示ししております。また、3ページの【第4表】は、利用福祉施設の一覧でございます。

以上が調査結果の概要ですが、これらの調査結果も踏まえながら、

	<p>今後とも、生徒一人ひとりの進路希望が叶うよう、進学支援や就職支援など、各学校における進路指導が一層充実するよう努めてまいります。</p>
教 育 長	<p>ただいま高校教育課から報告事項1について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>昨年度より山口県内の大学への進学者が減ってきている。子どもたちが行きたいと思わせる学校があれば良いと思います。周南市では私立の大学を公立化しようとする動きがあるが、抜本的なところで行きたい学校を作るといことでしょうか。山口県は魅力的な学校を作るための取組をしているのでしょうか。</p>
教 育 長	<p>県内の大学では県内就職率を$+\alpha$にすることを義務付けられるので、それを達成するためには県内の高校から学生が来てほしいと思っています。各学校、そのための取組はしているのですが、なかなか数値には表れてこない状況です。絶対県内の大学に進学しなきゃいけないわけではなく、最終的には保護者や子どもの判断になるので、しっかり魅力を知っていただいて、主体的に進路のひとつに選んでもらいたいと思います。</p> <p>この中では就職の方、県内就職率については出ていませんが、若干ポイントが上がっています。ただ、こちらも取組がされているとはいえ、まだまだ結果として数値が上がっていない状況です。</p>
中 田 委 員	<p>山口大学だけ見ると、県内就職率が昨年度より低いのではないかと思います。一昔前は厳しかった大企業への就職も容易になり、ここ2年間、学生たちがより労働条件の良い県外の企業へ行くケースが増えています。一応、県との協定で卒業者の約30%を県内就職させると決まっており、私たちも「県内にも良い企業があるよ」と伝えてはいますが、学生たちは広く情報を集めており、「いろんな条件を考慮して、やっぱり山口県を出る」という人がかなりいます。逆に就職状況が悪くなると大企業への就職が厳しくなって、結果的に県内就職も増えるとは思いますが、当分は都心部での人手不足が続くため、県内就職を希望する人は少ないと思います。</p> <p>一方、山口県庁や各市役所は多くの学生が行きたい職場に挙げており、山口県庁だけでもこの2、3年で60から70人が就職しました。このように公務員は依然として人気が高いが、他の業種を見ると銀行などの大きな企業はあるものの、他の企業は選択肢にはなかなか入らないようです。とはいえ、やはり学生本人の希望があるので、それを翻すことはなかなかできないということです。</p>
佐 野 委 員	<p>子どもたちが「ここなら行きたい」という学校が県内に増えたら良いなとは思っています。</p>
教 育 長	<p>魅力ある学校や企業はたくさんあるけど、子どもたちや保護者がそれを良く知らない、ということではいけないと思います。そのあたり</p>

	<p>のPRをしっかりしていきたいと思ひます。 それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。 続いて、報告事項2について、社会教育・文化財課から説明をお願いします。</p>
<p>社会教育・文化財課長</p>	<p>令和2年度山口県文化財専門員の選考採用について御報告します。 議案の最終ページ、100ページを御覧ください。 本選考採用試験につきましては、主に文化財建造物の調査や保存・活用業務に当たる専門職員を確保するために実施するもので、令和2年4月1日付で1名を採用することとしております。 応募資格は、昭和50年4月2日以降に生まれた45歳未満の者で、「大学又は大学院で建築史に関する科目を履修し、建築学に関する専門課程を卒業・修了した者」ないし、「国、地方公共団体又は大学その他の調査研究機関において、文化財建造物の調査及び報告書作成の経験を有する者」のいずれかに該当する者としております。 応募期間は来週の9月17日火曜日から10月16日までの1ヶ月間とし、1次選考、2次選考を経て、12月下旬に合格者を発表することとしており、人物重視の選考を行ってまいります。 なお、別冊資料として添付しております募集案内については、本日、報道機関にもお知らせしましたが、全国の都道府県教育委員会をはじめ、大学の建築学科等、関係機関に広く送付するとともに、ホームページにも掲載し、周知を図ってまいります。 以上、御報告申し上げます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま社会教育・文化財課から報告事項2について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>次回の教育委員会会議は10月23日（水）午後2時を予定しております。よろしくお願ひ致します。</p>